

平成23年 6月15日

平成23年 6月15日

標 茶 町 議 会

議案第46号・議案第47号・議案第48号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会記録目次

第1号（6月15日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第46号 平成23年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第47号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	14
議案第48号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
総括質疑	
林 博 君	15
深 見 迪 君	17
川 村 多美男 君	21
舘 田 賢 治 君	24
閉会の宣告	32

議案第46号・第47号・第48号審査特別委員会記録

議案第46号・第47号・第48号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成23年6月15日（水曜日） 午後 1時00分 開会

付議事件

議案第46号 平成23年度標茶町一般会計補正予算

議案第47号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第48号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	田中敏文君	副委員長	後藤勲君
委員	松下哲也君	委員	長尾式宮君
〃	菊地誠道君	〃	本多耕平君
〃	林博君	〃	黒沼俊幸君
〃	舘田賢治君	〃	鈴木裕美君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	川村多美男君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君

議案第 46 号・第 47 号・第 48 号審査特別委員会記録

教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長には、田中委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に田中委員の指名がありました。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には田中委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 3 分

再開 午後 1 時 0 4 分

(委員長 田中敏文君委員長席に着く)

○委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(田中敏文君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長には、後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から、副委員長に後藤委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には後藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 6 分

○委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第 46 号ないし議案第 48 号

○委員長(田中敏文君) 委員会に付託を受けました議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 48 号を議題といたします。

議題 3 案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案 3 案の歳入歳出予算の補正は、歳入と歳出に分け、議案第 46 号の歳出は款ごと

に行います。

初めに、議案第46号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 博君） 地方振興費の地域交通対策費の中の標津線代替輸送の負担金ですけれども、先ほどバスの購入というふうに伺いましたが、総額で、これ本町の負担額というふうに多分思いますけれども、総額の事業費で幾らになるのか。また、今回もし更新ということになれば、どのぐらい利用したバスを、どのような、あとバスといいますか、大きさといいますか、を購入予定になっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） バス更新費の負担金としての部分ですが、本町の負担分は10.12%の負担率でございます。総額の車両購入費としましては5,377万7,998円でございます。

（「何年ごとの更新か」の声あり）

○企画財政課長（佐藤弘幸君） バスの更新は8年ごとの更新となっております。

○委員長（田中敏文君） 林委員。

○委員（林 博君） もう一つちょっと聞き忘れたのですが、利用率といいますか、乗車、余りちょっと乗っていないようなあれが見えたのですが、大体でよろしいですか、どのぐらいの利用者がおられるか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えします。

平均で申しますと、5.02人が乗車率となっております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田委員。

○委員（舘田賢治君） 管内の町村会の負担金ですか、50万円。これ3月で予算計上もされているわけですが、特に6月にこの50万円負担をしなければならなかったという、特別な追加でしなければならないと、当初予算。この間、何か事情があったのかなというのが1点であります。

それから、バスのこの購入の関係で今、林委員の質問で更新だということで、それはそれでわかりました。この予算の当初もそれなりの予算を見ているわけですが、その当初のやつは、これはバスの更新だとかではなくて別な負担金ということで、当初たしか標津の代替線の連絡調整協議会のほうに納めるやつ五百何十万円か見ていましたよね。ですから、あわせてバスの更新と、今度はこの標津線の関係では1,000万円からの金が行くということになるわけですよね。それで、バスの更新というのは、3月の当初ではわからなかったものなのかどうか、これがまず1点であります。

それから、地域振興費のこの業務の委託料、金額は19万3,000円としては小さいわけですが、これも6月に入ってこの補正で出てきているわけですから、どんなような、当初よりも何の見積もりが6月に、まあ5月に入ったのか、4月以降、予算編成した後以降、どう

いう理由のものでふえてきたのか、それもあわせてお願いをいたします。

それから、同じく開運町内会の50周年記念事業のやつについては、これは事業内容だとかなんとかというのは、とにかくこの50万円をいただくに当たって、いわゆる何か事業内容の段階で、申請する段階で何か特別な、こういう範囲までとか何かあるのでしょうか、その枠組みというか、ルールが。それがもしあったら、お知らせ願いたいと思います。2款ね。

○委員長（田中敏文君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 管内町村会の特別負担金についてお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、東日本大震災の復旧支援費としまして、道の町村会から既に支援をしておりますが、別枠で各釧路町村会、1町村50万円を支出しまして350万円とし、加えて釧路町村会の基金から250万円を支出して釧路管内600万円を岩手、宮城、福島各200万円ずつ支援をするという金額の50万円でございます。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

3点のご質問と思われませんが、まず標津線代替輸送連絡調整協議会の負担金、当初予算は運営費の負担金でございます。当初予算にはバス更新費負担金の部分は間に合いませんでしたので、今回の補正計上とさせていただきます。

それから、2点目の行政業務委託料の部分ですが、これは施設管理をお願いしている部分で、灯油単価の上昇による部分の再計算分でございます。

それから、開運町内会の50周年記念事業の補助金の関係でございますが、記念誌の発行分と事務費の部分として50万円を計上しております。飲食代にはこの補助金は充てられないことになっております。

以上でございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 標津線の関係、いわゆる3月のときには、これバスの更新というのは全然わからなかったということでもいいのですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 今年度1台更新が予定されておりましたが、額の確定がわからなかったものですから、この機会になりました。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今のバスの件なのですが、利用率が、乗車率が5.5人程度ということなのですが、このバスの規模といいますか、大型バス定員数といいますか、それらを伺っておきます。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

大型バスでございまして、定員は69人でございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 国民健康保険のこの繰り出しの政策分の5,000万円なのですが、昨年から見たら、昨年は大体5,100万円ぐらい入れているから100万円ぐらい安いわけですけども、この計算された5,000万円、大体こうなるだろうというのは、概略、大きく何がこの5,000万円のウエートが高くなったのか、根拠となった大筋の流れをお知らせしていただきたいなと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 5,000万円の根拠であります、1つは23年度の課税額が決まりまして、現行税率での課税による保険税の額が決まってきます。歳入では大きくその部分ですが、あと歳出は、年度当初にご説明申し上げました保険給付費として計上してございます。保険給付費につきましては、保険税、それから国の療養給付費等負担金、調整交付金、それから道の調整交付金等が特定財源として充当されるわけですけども、現行税率で計算した結果、5,000万円ほど歳入の部分で不足が生ずるということで5,000万円という形で一般会計から繰り入れをするということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 22年度のいわゆる国保の資料をもらっていますけれども、この納入の段階で、いわゆるそれらと見比べて、うちは資料から見ると、かなり94%台の回収率になっていますから、いわゆるペナルティーの対象にはなっていないのだなと思って資料を見ていましたけれども、それらを見ながら大体去年並みの推移だというふうに今のところ考えていていいということですね。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国保税の収納率につきましては、特に現行のといえますか、後期高齢者医療制度が始まったの国保の収納率になりますけれども、20年度が94%、21年度94.79%、22年度が94.63%ということで、94%台を推移しておりますので、今回も94%程度ということでの保険税の収納率を計算したということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 国民健康保険税の繰り出しなのですが、当初6,100万円の予算を見ておりましたけれども、前年度からすると当初は減額で見ているのですよね。それが今回の5,000万円ということの繰り出しをするということなのですが、当初の中で考えられなかったのか、伺っておきたいなというふうに思うのです、最終だと思うのですが。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 当初予算のときにも説明があったかと思うのですが、当初予算の段階では、平成23年度の国保税を賦課する課税総所得が、当初予算の組み立ての段階では把握し切れないという問題があります。3月の確定申告が終わって賦課する総所得、それから課税額が確定しますので、今回の補正になったということでご理解をいただきたいと思います。

議案第 46 号・第 47 号・第 48 号審査特別委員会記録

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、4 款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） ここで開発センター費ぐらいかな、いわゆる器具、備品も、これも何か購入するのでしょうかけれども、これも当初予算とのかかわりで急に何か出てきたのか、修理せざるを得なくなってきたのか、何か買わなければならなくなったのか。これはどういうことなのか、まずお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 実は、ことしの10月に道民芸術祭の舞踊大会というのが標茶であります。それで、一応備品購入費として補正予算を見ていただいたのは、町民ホールのステージのバックにある幕を、かなり老朽化して汚くなっているということで、これを取りかえるということでございますけれども、一応需用費の修繕料と含めて舞踊団体のほうからステージが暗いということと、そのバック幕が汚いということの申し出があったのが当初予算を組んだ後だということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 金額は小さいのですけれども、修繕料は、これはどういうことでしたのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） ステージの照明が暗いということでランプを6個ほどつけるということで。

○委員（舘田賢治君） ああ、そうか。備品購入とは。それもあわせて。

○社会教育課長（中居 茂君） 備品購入費は、ステージのバックの幕、これの更新でございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 水産業費の中で振興費、ここで負担金補助及び交付金で、塘路湖の船着き場、これ漁協の関係だと思うのですが、補助金として16万円、これ全体のこれからいろいろと整備されると思うのですが、事業の大枠の計画、わかれば教えていただきたい思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

今回の16万円の補助金の分は、塘路湖の流出口の船着き場の環境整備でございます、船着き場周辺とそこら辺に入る進入口の整備ということで補助をするというものでございます。

○委員長（田中敏文君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） それで、この整備事業は終わりなのですか。この後いろいろとあれはないの。これで終わり。わかります。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 事業としては、これで終わりでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 農業振興費の項目についてお伺いしたいのですけれども、特定財源、国、道の支出金と、あとその他を合わせると約5,800万円マイナスになっています。26万6,000円と352万8,000円というのが、これ減っているわけですよ。減ってる中で、一般財源のほうから59万5,000円出ていますけれども、これは特定財源のほうから賄うことというのはできなかつたのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

内訳の14ページをごらんいただきたいのですけれども、この農業振興費の中で補正計上させていただいているのは、いわゆる公社営事業に係る分と、それから利子補給補助金の関係でございます。

それで、今ご指摘の一般財源の分につきましては、利子補給補助金の町負担分でございます。あと国、道支出金とその他というのが公社営事業の受益者負担金なのですけれども、そういうことで国、道支出金とその他の部分については公社営事業の区分、それから一般財源については利子補給補助金ということで、違う事業にあてがっておりますので、やりくりができない性質でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 消耗品費のいわゆる158万3,000円、説明のとき課長は災害対応と言っていましたから、災害対応、これはどんなような内容のものなのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えします。

災害対応ということで消耗品費158万3,000円を計上させていただいておりますのは、3月に東日本に支援物資を送って町の備蓄品の支出した分を補てんする部分でございます。飲用水の水袋、それと毛布、加えて食料品につきましては備蓄用パンも送付しておりますので、その分の19万9,000円の食糧費でございます。

以上です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員(川村多美男君) 13節委託料の業務委託料、芝の整備と聞いておりましたけれども、60万円。ときわパークゴルフ場の全体の中での芝の整備ということで理解してよろしいですか。

○委員長(田中敏文君) 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長(中居 茂君) お答えいたします。

この業務委託料につきましては、ときわパークゴルフ場の公認コースを受けるためのコースの一部手直しということでの委託料でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長(田中敏文君) ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) この給食センター費の中の車両購入費についてなのですが、これ当初2月24日発生の事故の関係で購入ということなのだろうと思っておりますけれども、この辺について一応一般財源から101万2,000円出ているので、この辺のところをちょっと詳しくお伺いしたいなと思っております。

○委員長(田中敏文君) 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長(島田哲男君) お答えいたします。

2月24日に発生した給食車の事故に伴っての車両の入れかえでございますけれども、全体事業費としては401万2,000円でございます、予定金額でございますが。その他の財源として保険代で300万円、保険で歳入として見てございます。残りの一般財源として101万2,000円となっております。

○委員長(田中敏文君) 後藤君。

○委員(後藤 勲君) その内容は大体わかるのですが、この車そのものが完全に廃車になったのか、その辺のところがよくわからないのですが、現在、きのうの話の中では、一応その運転手は乗っていないと、今のところ乗せていないというようなふうにお伺いしてはいたのですが、ただ、今乗っていないということは、かわりの車があって、また配送しているということに当然なっていると思っておりますけれども、それがあつたということになると、この車は買わなくてもいいということにもなるのかどうか、その辺のところもちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

○委員長(田中敏文君) 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長(島田哲男君) 失礼いたしました。車両ですけれども、今回入れかえに係る経過でございますけれども、車両は全損ということで車両の査定はされてございます。それで、整備会社等に直すとなると、どの程度かかるかということでの見積もりをとりまして、360万円、ほとんど概算ですけれども、それに部品等集めると、ほとんど入れかえたほうがよろしいというような結果が出てございます。それに加えて車体自体の車軸が狂っていて、直してもそれほど安全性というか、そういった部分では長期に運用するというのがなかなか厳しいということで、今回入れかえの購入を判断したところでございます。

それから、現在の運行については、全損した車の前に運行していた車でして、これは結構古い平成5年の車両なのです。それで、目的が実際には一般車両ということで車両課の管理のもとで保有していましたので、それを一時的に全部消毒しながら切りかえたということがあります。切りかえた経過は、平成21年度の国の経済対策でありました交付金事業よっての導入でございまして、車両もかなり毎日走る車ですので、故障が多かったということもございまして、入れかえた経過がございまして。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうすると、この事故は事故として仕方ないのですけれども、結果的にはこの請負業者との契約というのは、どのような形になっているのかわからないのですけれども、今後そういうような部類の事故が起きた場合には、業者には全然そういう補償なり弁償するという形の何かがないのかどうなのか、すべてこちらの町のほうの形の中でやっていかなければならないものか、その辺の契約の問題はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 運送委託業務の契約について、契約条項の中でそれぞれ事故等よっての補償の責任ということで条項でうたってございまして。実際には、どちらが事故の原因よって決められるわけなのですが、重大な過失あるいは道路交通法に違反した事故の場合、こういった部分については請負業者が見るということになってございまして。その他の部分での不慮の事故と申しますか、避けられなかった状態の部分と申しますか、そういった部分の事故に関しては、発注者側の補償ということで契約ではなっております。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうすると、今現在、その運転手の人は乗っていないということなので、健康診断等についても年に1回やっているというように聞いていますので、それはそれとしていいとしても、今後の問題として、やはり重大事故というのは、結果的には、きのうの報告の中では、くしゃみだか、せきだかしたときにということで事故が起きたという、考え方よっては単純な事故なのですけれども、それもはっきりしていないというようなニュアンスに聞こえてきたのですけれども、この辺についてももう少し詳しくわからないですか。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 申しわけございません。ちょっと訂正させていただきますが、重大事故と言いましたけれども、重大過失の間違いでございまして訂正させていただきます。

過失の部分が、重大過失というのが道交法の違反等よって、例えば酒を飲んでいたりとか、スピード違反でしたとか、そういった交通違反等の部分を犯した部分でございまして、そういったものよっての重大事故に直結したということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「質問の答えを」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 申しわけございません。

今後の対応について、今回の事故は非常に私どもも事故はあつてはならないというふうに

常日ごろから思っております。業者についても、教育長のほうから文書によっての厳重注意を発したところがございます。今後の運転手の部分については、実際には証言からいうと診断書でははっきりしませんけれども、状況からいうと本人の何らかの体調の不良が考えられますので、そういった部分を回避するためには、その原因がはっきりするまではその運転業務には携わることを控えていただくように、原因がはっきりしましてどういうことが原因だということで、直結の原因がはっきりすれば、それに基づいて報告をいただいて、さらなる判断をしたいというふうに考えてございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入、10 款地方交付税から 20 款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 20 款の畜産の担い手の関係で受託収入 350 万円ほど減っておりますけれども、大分金額が大きいわけです。これはいわゆる公社でやっている事業との絡みかなと思うのですが、350 万円から入ってくる収入が、これだけ入らなくなったということは、事務手数料というか、事務的にどんなような内容で減額になっているのか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

議案第 38 号の関係で全体的な契約変更、内容見直しを可決いただいたのですけれども、それに連動した平成 23 年度分の事業内容の変更に伴う件でありまして、草地造成が 2 ヘクタールだったところが 1.39 ヘクタールになり、それから整備改良が 67.6 ヘクタールだったのが 57 ヘクタールになりという、そういう事業量の変更に伴う受益者負担金の減額でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第 2 条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） この債務負担行為でちょっとお聞きをしておいて、まあ説明した佐藤課長の中でちょっと重複するかもわかりませんが、お聞きをしておきたいなど。いわゆるこの債務負担行為の畜産経営維持緊急支援資金の、これは新しく出てきたと思うのですが、この資金自体が目的がどういう目的を持った資金なのか、まずひとつ聞いておきたいなどと思っております。

それからあわせて、例えばこの利子補給をやっているところの事業主体というのですか、例えばいろんな競馬協会だとかなんとかとあるのでないかなと思うのですけれども、主体になっているところが。そこがどういう、どこが主体になっているのか。

それから、これ融資件数。この 6 億 9,000 万円のこの融資の件数と、いわゆる償還条件と、これ事業はいつからいつまで続く事業になってくるのかな。それと、この利子補給の負担先

はどのようなふうになっているのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎靖人君） お答えいたします。

まず、資金の目的の関係なのですが、ご指摘のとおり新しい資金制度でありまして、平成21年に要綱が制定されております。目的といたしましては、畜産経営の安定を図るため、負債の償還が困難な経営体に対して既に貸し付けを受けている資金の条件緩和等のために長期低利の一括の借りかえ融資を行うということで、いわゆる大家畜資金と違うのは、一括繰り上げ償還のための資金だということでございます。

それから、事業主体というお話がありましたけれども、貸し出しについては通常の金融機関でございますが、制度的な中に中央畜産会が入っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、貸出件数の関係ですが、10件の貸し出しというふうになってございます。

それから、条件については貸付対象者ということで規定があるのですが、経営を長期に継続して経営改善に取り組む意欲と能力を有すること、約定償還額の一部の返済が可能であること、60歳未満であること、それから飼養頭数が別に定める頭数以下であることということで、経営のスタイルによって酪農系であるとか、肉牛の繁殖であるとか、そういう形、それから個人、法人の区分によって頭数が定められておりまして、それがまず最初の貸付対象の条件というふうになってございます。

それから、事業期間ということでございますが……、済みません、ちょっと事業期間は飛ばしまして負担区分、負担先の関係ですが、利子補給の中身で申し上げますと、国が1.01%の負担、それから道が0.12%の負担、それから市町村と地元農業団体がそれぞれ0.06%の負担ということで負担をする形になってございます。

済みません。それから、1つ漏らしておりました貸付年度なのですが、平成21年度から始まった制度で、平成22年度までとなっております。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、この事業は今年度でこれ終わるといふ。融資先10件で、この一括繰り上げをする事業については、今年度で事業をこれは、そうしたら前年度から始まって今年度で終わる2カ年事業だったということなのですね。そうすると、農協さんも大変な中で経営をやっているのですけれども、そうするとこのやつは私は何件かずつ続いていくのかなと、事業が。一括繰り上げしていく人方が、今年度これ10件あったら、ことしまた新しく5件が出るとか、そうやっていくのかなといたら、2年間の事業ですから、これで農協の組合員の人方は大体10件で、この事業の中でおさまったというふうに理解せざるを得ないわけなのですが、そういうふうに理解していいのですか。

それと、いわゆる負担先の割合、今、国が1.0ですね、それから北海道0.12と言いましたね。町と農協で0.06ということですか。それで、ほかのほうはないのですか。大体、国と道と町と農協の0.06ということで終わりということですか、負担先は。その3つが負担先だと、こういう理解でいいですか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎靖人君） 事業期間から、それから利子補給の負担先まで、委員ご指摘の

議案第46号・第47号・第48号審査特別委員会記録

とおりでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第46号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第47号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費及び3款後期高齢者支援金等について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第47号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第48号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。

深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっと伺いますが、この314万5,000円という金額ですが、居宅介護支援、いわゆるケアマネジャーの産休による臨時代替というご説明を受けました。居宅介護支援員の仕事というのは、きわめて専門性の高い仕事だと思うのです。それで、こういう形で欠員が生じたときに、臨時、臨時という形で切り抜けていくというのは、かなり厳しいなというふうに見ていたのですが、増員するとかという計画は、この中には考えていなかったのですか、このときに。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委員ご指摘のとおりケアマネジャーの資格を持った方がということでは非常に少なく、今回も産休代替ということでの人材確保にはちょっと苦労した面がございます。

今のところ産休の部分の代替措置ということで考えております。ただ、今後のことになりますけれども、被保険者がかなり増大してくることは目に見えています。そういう面では、どこでどういう形で、今後そういうケアマネジャーが必要になるということは認識しておりますけれども、どの事業所でどういうふうにそれらを確保していくのかというのは、これからの課題だというふうに考えております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款サービス収入及び4款繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第48号、介護保険事業特別会計補正予算を

終わります。

以上で議題 3 案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 3 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君）（発言席） それでは、1 点だけちょっとお伺いしたいと思います。先ほどの内容審議のときにちょっとお伺いしたのですけれども、若干質問漏れもございましたので、あわせてちょっと伺いたいと思います。

先ほどの説明の中では、バスの更新ということで 8 年たったものというふうに聞きました。その中で、利用率は 5 名程度ということでございますので、この 8 年の更新ということが普通で考えるとちょっと早いのではないかなというふうに思うのですけれども、それと先ほど言いました平均 5 名という利用率の中で、この大型バスの 69 人乗りということが果たしてどうなのかという疑問があるのですけれども、この辺、本町で決められることではないというふうには理解しておりますけれども、協議会の中でどういう議論がされてこういう形になったのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、バスの更新の期間 8 年間ということでございますけれども、これにつきましては、当初、協議会を設置してバス事業者と協議した中で、一応周期として定めた部分がこの 8 年間というふうになっているところであります。

それともう一つが、なぜ平均乗車密度が 5 名で 69 人というバスなのかということでありますが、これにつきましては協議会の中でもそれぞれ議論はあったところなのですが、中標津一標茶間で走っております。その中で、車両を運用する場合に、計根別の中標津農業高校に通う部分、その部分では非常に乗車人数が多いということがあって、それでそれに対応できる車両でなければ、運行が安全上含めて困難であるということがありまして、現在の車両の大きさになっているということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 林君。

○委員（林 博君） ちょっと今確認なのですけれども、その計根別高校の利用ということは、先ほど平均 5 名の利用率ということについては、どこまでの路線が 5 名ということなのか。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

5 名といいますのは平均の乗車人員ですので、その系統でそれが何往復もしておりますの

で、それらすべてひっくるめて、一定の平均乗車数が 5 名ということでもありますので、ただ、その路線の中で、先ほど言いましたとおり過密状態になる部分があるものですから、安全運行上これが必要だということで、協議会のほうでは認知しているということでございます。

○委員長（田中敏文君） 林君。

○委員（林 博君） それでは、この大型バスは必要であるというふうに理解しているのですか。何かちょっと今の割とちょっとわかりにくいのですけれども、平均 5 だけども、マックスのときを考えた場合は、この大きさが必要だということでのこの機種の設定というふうに理解しているのかどうか。

それと、先ほど約 5,400 万円の事業費ということでもございましたけれども、これ 8 年で更新ということでもございますので、その下にとる車というのも多分あるのだと思うのですよ。その旧、今まで利用していたバスについては、どのような処理の仕方がなされているのか、この 2 点についてちょっと伺います。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、先ほどの大型バスが必要か必要でないかという部分の協議会の議論でありますけれども、先ほど申し上げましたとおりに安全運行上、この部分では必要であると認知したというところでございます。

それから、車両の期間が過ぎた場合の所在でありますけれども、これにつきましては、現行はバス運行会社のところに予備車として配置されるということでもございます。

○委員長（田中敏文君） 林君。

○委員（林 博君） ちょっとよく理解できないところがあるのですけれども、安全上ということについては大きなバスは何でもそう、自家用車でもそうですけれども、大きいほうが安全であるということは理解できます。ただ、そのいろんな利用率等を考えたときに、果たしてここまでの投資をする値があるのかどうかというのが、ちょっとどうもよく理解できないのですけれども、たしか基金を利用しての購入ということですので、直接な手出しがないという中でのことなのかなと思うのですけれども、安全性ということだけで言われて、こういう機種に選定されているということは、ちょっとまだよく理解できないので、多分これは何回言ってもあれなのかなというふうに思うのですけれども、できればきちっとその辺を検証して、本当にこのぐらゐのバスが今後必要なのかどうかというのは、やっぱりもうちょっと協議会の中で議論すべきではないかというふうに思います。

それと今、更新したといいますか、そのバスのことですが、下に出したというか、回した場合に収入とかということにはならないのですね、多分。差引き計算して、この 5,400 万円という形になっているという形ではないですね。普通ならそういう形かどっちかをとると思うのですけれども、その辺がちょっとまだ先ほどの説明でわからなかったのですけれども。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

まず、大型車両の部分でありますけれども、これにつきましては、その安全性の部分、それともう一つは、その学校まで通うまで座席数というのが決まっているものですから、長時

間つり革立ったまま多数の人員が行かなければならないということも含めて、その車両規模になっているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、バスでありますけれども、これは協議会で購入して貸与するという形ではなくて、バス運行事業者のほうへの補助という形で進めているところであります。

なお、これらの運営方法等につきましては、これまでも協議会の中で議論を重ねてきているところですが、根本的には標準線が廃止になって20年を経過したところであります。したがって、このバスの代替輸送というものそのものが、今日的な部分と照らし合わせて検討していくということで協議会の中でも議論をされていますので、今後、今日的な部分と照らし合わせながら健全な運営方法、根本的なものかもしれませんけれども、それについても検討してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） 林君。

○委員（林 博君） 先ほどの乗車率等のこともございますので、今後のあり方についても十分今後、今回更新するというところでございますので、当分の間はこれを利用しなければならないのかなと思いますけれども、このあり方についても、ぜひ今後、協議会の中で議論していただければなというふうに思っております。

終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 質問いたします。

昨日の町長の行政報告の中で、国保5,000万円、一般会計の繰り入れをして、普通で言えば1世帯6万円以上の値上げにならざるを得ないところを抑えて据え置くということで、これはもう非常によかったなど、住民の人たちも助かるなというふうに思って高く評価しているわけなのですが、しかし介護保険の問題について、私はちょっと幾つか質問したいのですが、まず初めに、介護保険のほうはそうはならないよと、かなり保険料の値上げは必至だよというような話も伺っているのですが、標茶町の介護保険料なのですけれども、第4期の最終年度を今迎えているわけですが、鶴居が1番で、釧根全部あわせて標茶が2番目に高い保険料基準額になっているのですね。

それで、この鶴居に次いで2番目に高い背景みたいなものをちょっと伺っておきたいなというふうに思うのですが、これは介護サービスの量と比例しているというふうに考えてよろしいのでしょうかね。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 介護保険料につきましては、委員ご指摘のとおり釧路、根室あわせまして、鶴居に次いで標茶が2番目の金額になっております。これは1つは、介護認定をされて、これは要支援も入りますけれども、認定をされて介護サービスを利用する率が高いということが要因としてあるということだけは、はっきりしているかと思えます。

それともう一つは、その中でも標茶町はご存じのように特別養護老人ホームを町で持っておりまして、100床の規模でございます。これはかなりそういう部分では施設サービスの給付費が割合としては高くならざるを得ないという要因にもなっているというふうには考えてお

ります。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それと、大体そういうところかなと思うのですが、要支援 1、2 から要介護の 5 までの介護認定者数、これは今回いただいた行政報告書の中では認定者数が 509 人になっていますが、そのちょっと前に私ら、3 月の時点だったかな、508 人で、これはやはり全部調べてみたのですが、全道の平均が、65 歳以上の認定者数というと全道の平均が 18.1、全国が 17.3 に対して標茶 21.3%、釧路・根室管内から見ても、2 番目が鶴居の 19.4% ですから、余りひとの町村の名前を出したらまずいですが、一番低い釧路管内では 11.8% ということもあるのですね。この標茶が 21.3% という介護認定数が非常に多いのは、どこにあるのかなと、その要因は。これは割と大事なことなのです。去年まで私はこの問題でいろいろ質問したのですが、全体として第 4 期の介護制度の改定の際に、認定者数を削るといふ国の露骨な方針もあったりもして、認定の数をかなりセーブしているというところも見られたのですが、標茶は私はかなり努力されて、本当に困っている人、介護が必要な人を見捨てないという、そういう認定の仕方をやっているのかなと。それがこの 21.3% と。

何人かに聞いたら、認定者数が少ないところは若い人が多いのではないかという話をした人もいたけれども、調べたらあながちそうでもないで、標茶のそういう努力が逆に認定者数をふやしているのかなというふうにも思ったのですが、その点はどういうふうに認識されていますか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 委員ご指摘のとおり、被保険者に、第 1 号被保険者になりますが、対する要支援、要介護の認定者数の割合は非常に高いという認識でおります。ちなみに介護保険制度が始まった平成 12 年から 14 年までの 3 年間の平均ですと 12.1%、それから第 2 期の 15 年から 17 年までですと 15.3%、それから第 3 期の 18 年から 20 年までですと 17.6%、平成 22 年末現在では、ちょっと下一けたが違いますけれども、21.2% というとらえ方をしております。

私どもは 1 つは、介護保険制度そのものが、非常に住民の中にも制度そのものについて理解が深まって、それを利用したいという方がひとついるということも事実だろうということも 1 つございます。それともう一つは、地域包括支援センターを設置しております。そういう意味では、本当に在宅で介護が必要な方に対する認定の支援といいますか、そういうものがある程度きちっとできている結果ではないかというふうに、担当としては考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 5 月 27 日の衆議院厚生労働委員会から、きのうの参議院の厚生労働委員会で、第 5 期の介護保険制度、これが可決したのです。その内容を見ると、ちょっと私たちの今まで努力してきた内容を、かなり根本から覆すような内容になっているということで、これはまだ町村段階にまでは、そのことが本会議で採決されていませんから来ていないと思いますが、しかし今年度は来年度に対する体制を、しっかり今からもう考えておかなければならないというふうに思うのです。幾つかの点について、その内容の認識をどういうふうに押さえているのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

衆参の委員会でも採決で可決してしまったわけですから、これはもうそのとおりいくので

はないかと思うのですが、まず第一に、一番問題なのは、介護予防日常生活支援総合事業というのを導入して、これは市町村の判断でその導入を決めると。そして、そのサービス料なんか、市町村の判断にゆだねるような内容になっているというふうに、その案件ではそういうふうにかかれてあるのですけれども、その点についてはどういう考えを持っていますか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） いわゆる 4 月 5 日に国会に提出されました、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正のことだというふうに理解をしております。

私ども、第 5 期に向けて厚生労働省が介護保険法を改正するということについては、従前から情報としては入手しておりました。ただ、中身については、昨年の秋、介護保険料についてのマスコミ等による報道が一部あり、その中で若干のことは聞いておりました。具体的に国の介護保険法の改正の中身については、本年 2 月 22 日の全国都道府県の担当課長会議のときに、介護保険法の見直しについてということでの資料を入手して、中身がどのようになるかということでは、情報をその程度は入手しておりました。ただ、今回、4 月 5 日に出されましたので、厚生労働省が出して法律案を提出するに当たっての法律案要綱を見てみますと、非常に概略的で、まだ十分私どもどのような形でこの法律が施行されるのかということについては、まだ十分承知していないというのが現状でございます。

今、深見委員がご指摘になりました、介護予防日常生活支援総合事業というのが新たに創設されて、委員指摘のように市町村は、いわゆる現在の要支援の認定者に対しては、日常生活支援のための施策を総合的に行うことができるということでは伺っておりますが、ただ要綱案で見ます限りは「厚生労働省令で定める基準に従って」という言い方だけされております。具体的な中身につきましては、前段申し上げました全国の都道府県の担当課長会議のときに出された資料だけでは、イメージ図が載っている程度で、具体的なことが載っていなかったというのが現状でございます。

そういう意味では、私どもとしましては、国会で法律が成立し、公布され、早急に国の省令が出ていないと、はっきりしない部分が結構あるということございまして、今、私どもとしては、5 期の計画に向けてアンケート調査も実施しておりますし、どのような形での、国として第 5 期の介護保険総体のサービスをどのように考えているのかという全体像が、担当のほうとしては現在まだはっきり見えていないというのが現状でございます。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 議会のほうでは、こういうことを想定して介護サービスを低下させないでほしいという意見書を提出しました。それで、自治体のほうでも、やっぱりそこに注目して、どんな状態になるのかということをつかみながら、来年度の第 5 期への準備を進めなければならないと思うのですけれども、きのうからきょうにかけて、この議場でもいろいろ議論されていましたが、私はその内容を読むに従って、例えば医療が必要な人を介護のほうに回してしまうと、それから入院している人を在宅で看護をすることで、介護職員に医療の一部も引き受けさせる、そして医療的なケアを介護職員がかなりの部分やるようにさせるというような内容も盛り込まれているんですね。医療費の削減をねらっているのではないかなというふうに思うのですが、そういう点についてもご認識はされていませんか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） いわゆる介護福祉施設における医療的ケア、特にたんの吸引等についてだというふうに認識はしております。これにつきましては、現在は医師の指示に従って看護師等が行うものに限られているのが、今回の法律の中では、介護福祉士も医師の指示によって厚生労働省令で定めるものに限ってできるというふうに法律を改正するという内容になっているということは認識しております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうなのですね。これは、さらに拡大するという話なのです。医療の分野を介護にゆだねてしまうというような、これはもう例えば特養だって、やすらぎ園だって、だんだん大変な事態になってくるのではないかなというふうに思うのです。

きのう、きょうでしたか、特養ホームの待機者の解消で、施設をもっとふやすべきではないかという議論が、これはきのう、きょうだけでなく今までもありました。しかし、国が今行おうとしているのは、施設をふやさせないで24時間型の巡回型訪問介護・看護サービス、これを創設すると言っているのです。今度の委員会審議では、それが随分審議されてきました。もしそれが行われるということになりましたら、言ってみれば特養の待機者がたくさんいると、おい、どうするんだという、それを在宅で巡回型で24時間の看護・介護体制をしくんだという方針なのですね、国の出しているのは。そして、医療保険でやるべきものを介護保険でやらせてしまうと。それから、介護保険でやるべきものをボランティアでやるということに、標茶町もだんだん巻き込まれていくのではないかなというような気がするのですが、もしそういうこと、これはもう法案で、委員会通りましたから、そうなったとしたら、標茶町の介護や看護の人材は圧倒的に不足してしまうのではないかなというふうに思うのですが、そういう点ではどうのご認識でしょうか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 確かに24時間型のホームサービスということになりますと、いわゆる資格を持った者を相当数、1事業所にしても24時間になりますから、相当数必要になるのであろうということは、私どもも今手元にある資料では認識しております。

ただ、標茶みたいところで、2,300程度の第1号の被保険者おられますけれども、そういう中で、実際にそういう事業所が成り立っていくのかということからすると、非常に難しい課題があるのではないかなということではとらえているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 省令がおりていないということで、具体的な議論がなかなかできないので、これで最後にしますが、今回の第5期の介護制度の改定の目玉の一つである、この2種類以上の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスというのが出てきていますよね。この創設が新しく行われると。当面、訪問看護と小規模多機能型居宅介護、いわゆる通所や泊まりや訪問介護を提供する、そういう内容のものなのですが、この組み合わせを行っていくと。これは省令でどんどんその対象を拡大できるような仕組みになるのです。このサービス事業所への報酬、これを行った事業所への報酬は市町村の判断で、この報酬をどうにでもできる、どうにでもできるというか、極端なことを言えば安くもできるしというようなことなのですね。これについては、これが行われていくということになると、今まで標茶町

が培ってきた介護のそういうサービス事業、経営がかなり厳しい状態に置かれるのではないかというふうに思っているのですけれども、この点ではどうのご認識をお持ちでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 複合型の事業所に対する、いわゆるサービス給付費の決め方なのだろうというふうに思っています。ただ、実際に市町村が独自で給付単価を設定していくということになりますと、それ相応の理論的な基本的な根拠が必要になってくるのだろうというふうには考えております。

それと、それが確かに地域差が出てくる可能性はございますが、ただ、今のところ実際にもう少し詳しく、私ども国のほうからの詳細なものが出てこなければ、計算できないという部分もありますし、それからこれは本来的には国の制度の一環として行うという観点からすると、やっぱり国が一定程度基準みたいなものを出してやっていくべきものではないかというふうには、担当のほうとしては考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 具体的な省令が出てから、改めてまた議論をして、よりよい介護サービスが提供できるような仕組みを一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

それで、次回に、この問題はもう少し具体的になってからやっていきたいなと思いますけれども、いずれにしても衆参の両委員会でも可決してしまいましたから、早晚これ出てくると思うのです。だから、そうすると、今までの標茶町で行ってきた介護サービスの体系の根幹を揺るがすような内容でありますから、そのときには、ぜひ皆さんと一緒に考えて、よりよい、今の介護サービスが低下しないような、そういうやり方を追求していきたいなというふうに心から願ひまして、質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） （発言席） せっかくの機会ですので、若干確認の意味を込めて質問させていただきたいと思います。

まずもって今般、この国保の補正予算におきまして繰入金5,000万円、これ町長が政策判断として行われましたことに対しまして敬意を表したいと、このように思います。

今般の一般会計補正予算でも、50万円の災害義援金ですか、盛り込まれておりますし、3月にも町のほうから物的、人的な支援も行ってきたところでございます。3月にも聞いておりましたけれども、被災者のための公住をたしか7戸用意していると聞いておりますけれども、その公住にこれまで入った経緯があるのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 1人入っております。

○委員長（田中敏文君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 1人入っているということで、大変結構なことだと思いますけれども、特段このことに関しましては、町といたしましても、町のホームページ等を通じながら、この3県の被災された県に対しましてアピールしていると思いますけれども、一時滞在になるのか長期滞在になるのかわかりませんが、この一つの契機をきっかけに、でき

れば定住に結びつけていただければなど、個人的にはこのように思いますので、積極的な今後の取り組みも必要でないかなど、このように考えているところでございます。

次に、行政報告の中にもありましたけれども、標茶小学校、ジャイアンツですか、北海道大会に出場ということと、あわせて中学校も全道大会出場ということで、大変喜ばしいことだと思います。

そういうことで、野球の本町の唯一の球場、町営球場ですか、今、立入禁止になっているような形になっておりますので、今後の対応、子供たちが伸び伸びとそういういい環境の中で、さらに野球とかにいそしんでいただいて、いい成績、いいスポーツをしていただきたいと思っておりますけれども、その辺についての対応について伺いたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 野球場のバックネットが今ちょっと壊れているというか、そういうことなのですけれども、その部分について若干経過と今後の展望とございますか、そういうことについて触れたいと思っております。

実は、ことしの3月30日に、バックネットのネットが下のパイプから外れて五、六十センチまわってしまうという現象が起きました。それで、当初、補正予算で修理をして、それまではバックネットの後ろにある窓ガラスが破れないよう、防球ネットを張って使用させるという考えでございましたけれども、たまたま4月14日に、ほかの用務で来庁しておりました体育施設の専門家に、修理の方法について相談した際に、その専門家が、下のほうから見た、目視でございまして、ネットが落下する可能性があるという指摘を受けました。それで、もうそのとき既に、子供たちの団体等には野球場を使わせておりましたけれども、そういった落下する可能性があるということで使用の中止をさせて、その後4月20日に高所作業車を入れて点検をしてもらっております。4月28日に点検結果の報告を受けたのですが、結果としては、ネットが落下する可能性があるということと、それから両端の支柱とネットを下げるワイヤー、これ以外はもうすべて劣化がひどくて交換する必要がありますよという結果でありました。そして、工期につきましては受注から約2カ月かかると。ただ、東日本大震災の影響で、このネットがかなり需要があるということで、これのネットの確保に時間がかかれば、工期がさらに延びますよということでありました。

それで、野球場があるのに使えないということは、今、委員ご指摘のとおり、かなり利用者にとって悔しいものがあるわけですので、役場内部でも関係課が何回か協議を繰り返し、一日でも早く野球場を使えるようにするためにということで、補正予算を待たずに町有施設整備基金を使わせてもらうということで、スピード感を持って対応することとしたものであります。

5月24日に入札をし、その後すぐに、ネットの確保ができたとの情報を受けておりますので、何とか6月中に完成させてもらうということで業者を今急がせているところでありますけれども、一昨日から現場に工事が入っておりますので、何とか6月中に完成し、7月からは使えるのではないかとというふうに見ております。

以上です。

○委員長（田中敏文君） 川村君。

○委員（川村多美男君） この件に関しましては、ちょっと町民から声をかけられておりま

したので確認の意味で、スポーツ振興の面もありますので、お聞かせしていただきました。

次に、今回の補正で、ときわパークゴルフ場が公認をとるということで、これから公認になれば、かなり標茶での大会の開催等もふえていくのではないかと思います。それに伴って交流人口、標茶に入ってくる人口も、パークゴルフされる方々がふえてくるのではないかなと思いますので、いろんな経済効果も期待できるのかなと、このように思っております。

当初は、公認をとらないでパークゴルフ場を続けていきたいということでございましたけれども、今般、公認コースということで期待もするところでございます。

この予算を見ると芝のほうで60万円かかるといいますけれども、このパークゴルフ場の協会に入ること、年会費1万円ということでよろしいですか。

○委員長（田中敏文君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 委員ご指摘のとおりであります。

○委員長（田中敏文君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

それで、今般、内容審議でも風雲橋は撤去されるということになってございますが、歴史が50年ありますよということで、今後その関係の橋の橋梁や橋板等を歴史的な部分で残すということも聞いてございましたけれども、住民がある程度利用をされてきたと思うのです。それとまた、学生たちが利用してきたと思いますけれども、この辺の住民のコンセンサスといえますか、思いというのは、閉鎖してから今日まで、どのように受けとめてきたのか、まず伺っておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

通行どめをかけざるを得なくなりまして、その時点で学生さんが多く使われておりました。通行どめの直前の利用状況の調査でございまして、往復で150名ほど1日使われている状況でございまして、実質的には委員ご指摘のとおり往復の子供たちが多ということと、それから一般の町民の方、利用して便利な方々がそれにプラスされているということなので、学生さんが多いということで、実質的にはその半分ぐらいなのかなと思っております。

説明会を開催の折には、もちろんやはりこれらの利用されている皆様方の思いというのは、その時点では超法規的でも何とか通らせてくれないのかという議論がありましたが、土木構造物である橋梁、重要構造物の橋梁のそれを支えている橋脚基礎部分が動いてしまっているということに関しては、道路管理者としては、責任を持って通行させることというのは困難でございますというご説明をさせていただきながら、多くの意見が何とか新橋に向けてというお話がありました。

ただ、その中でも、なかなかその場面ではもう少し冷静にというご意見というのは少なかったのですが、会議終了後、やはりさまざまな課題、いわゆる補助事業等のめどが厳しいという中で、数億円かかる橋梁と風雲橋が歩道橋に利用されるようになった当時の、いわゆる開運橋しかない時代から、ときわ橋という道道の橋が新しく架設されまして、そのちょうど中間に位置するような形で、風雲橋の歩道橋が残っていたわけなのですが、その環境の変化等によって、確かに利用されている方々にとっては、非常に不便な状況となるわけですが、果たしてこれをつくるべきなのかどうかというのは、やはり慎重な議論が必要

なのではないのというご意見も、先日の会議の終了後にもう既にいただきました。

その後、私どもの原課といたしましても、どのような意見が寄せられるのかということに注目していたわけですが、その後、具体的に私どものほうに、この橋を何とか早くつくれとか、やめたほうがいいのか、どちらの意見も、公式にといいますか、公式、非公式通じまして寄せられている状況には、現状のところではございません。

○委員長（田中敏文君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 住民の中でも、利用者の中でも、新しいのを望む人、それから慎重に考えたほうがいいのではないかとこの課長のご答弁でありましたけれども、私個人的に考えますと、住民の足や学生の足としてなくなるというのは、これちょっと厳しいものがあるのかなという考えもいたしますし、将来的な標茶のことを考えますと、観光面に結びつけていくようなことも一面的に考えますと、橋げたがなくて建設できるといったら、つり橋のような形になるのかな。標茶のシンボル、幣舞橋ともいかないまでも、鶴見橋ともいかないまでも、そのような形でのデザインとかそういうのは、町民から公募しながらでも、町民のアンケート等を取りながら、本町にこういう橋があるのですよというような部分も、売りとして考えるのもいかがかなと。それにはお金がかかりますよ、確かにね。そういうことも一町民の意見として提案をしておきたいなと思います。

それとあと、富士見台、最後は火葬場のほうになるのですが、今、富士見台火葬場ということで名称がついておりますけれども、まさしく私どもが最後にお世話になるころなのですが、今、立派なものができると思いますけれども、現代的な名前というか、火葬場（かそうば）、火葬場（かそうじょう）というようなのではなくて。そういう意味合いから町としても、建設課が担当になるのかもわかりませんが、町民から現代的な名称等を公募するなり何かというという考えと今のところないですか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬場という名称がいいのかということにつきましては、厚生文教委員会の中でもご指摘をいただいているところであります。そういう意味では、今、委員がおっしゃられましたように、建物も新しくなるということでございますので、火葬場という名称そのものが、今後ともいいのかということ等含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（川村多美男君） 終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） きょう審議された、いわゆる学校給食の関係で事故が起きて、車も入れかえるということなものですから、委託契約の関係でちょっと基本的な、給食の関係ばかりではなくて委託をする、委託契約の中にいわゆる司法上というか、自治法上いっている運送に関する考え方、うちの町の場合はどういう委託の分け方をされているのか、ちょっとそれを聞いておきたいなと思います。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 委託業務の分け方というご質問でございますけれども、学校給食につきましては、業務委託ということで、輸送業務の運搬ということでご理解いただ

きたいと思います。ただ、いろんな業務内容がございますけれども、現在、給食運搬業務につきましては、委託の中ではスクールバスと同等の部分で扱っているということでご理解をいただきたいと思います。

なお、スクールバスにつきましては、町有バスの運行委託業務の規定に基づいて、それぞれ業務委託となっておりますので、内容等はほぼ同じということでご理解いただきたいと思

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） うちの町の場合だと、この委託の関係で大きく分けて、例えば部分的に、こういうものを行っているのと全体をこうやっているものってどのぐらい、わかりやすく言えば何カ所くらいにこれ委託契約というのは分かれるのですか。今例えば教育委員会がやっているようなこういう委託、それから丸ごと何か車もみんな預けて管理をする、そういうのはなくて、教育委員会が今やっているような委託が、車の関係では全部そのような形なのでしょうか。そのほかの形というのはあるのですか。

○委員長（田中敏文君） 管理課長、後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

路線バスということで6路線ですか。輸送組合ということで一括契約をいたしております。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

今、教育委員会、それから管理課のほうで委託の方式ということでお答えしましたが、町有バスと給食の委託、それからスクールバスについては車両は貸与という形で行っております。ただ、ごみの収集については、貸与ではなくて会社が所有している車での収集業務というふうになっているような、大きくは2つに分かれるかなというふうに思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 大きくはそうやって2つに分かれているということでありませけれども、今回のようなことがやっぱり今後またいろいろな面であると思っておりますけれども、この委託の考え方が今までのままでいいのかどうか、これも私たちもわかりませけれども、またこういうことをきっかけに、どういう方法が一番ベターなのかどうか、今きょうはここで結論は出ないとは思っておりますけれども、今後に向けてその辺も、受けた側も、それからまた貸与する側も、どんな形がいいのか、今の現状がやっぱりいいのかどうか、もう一度検証をしてみたらいいのかなと、このように思っておりますので、これに対するお答えは要らないけれども、今後ちょっと検討していただきたいなど、このように思っているところであります。

それで、この委託料については、そういうことでまた別な機会に私も資料を集めて考え方をまたもう一度聞きたいなどは思っている部分がありますから、後日これまた、この辺検証してご質問を申し上げたいと思います。

それから、きょう議案にもありましたけれども、入札の関係であります。なかなかこのやつに触れるというのは難しいところがありまして、大変なのですけれども、私ここで聞いておきたいと思うのは、いわゆる入札、また契約の適正化の基本的な考え方というような、国や道で出されておりますけれども、よく入札関係はこの業界でも、最近では平成十二、三年ころにいろんな考え方が、通達があったりしているようでありませけれども、この公共工

事の入札、そしてこの契約に関する法律を中心に考えるわけですが、その適正化たるものの原則、いわゆるこうだあだということにはきょうは触れないでおきますけれども、その原則的なものの標茶町の考え方を何点か聞いておきたいなど、このように思います。

まず1つは、透明性の確保であります。この透明性の確保は、どのような考え方で確保されているのか、また、このことについてはどういう解釈をされているのか、お聞きをしておきたいなどと思います。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 透明性の確保の考え方につきましては、委員ご指摘のとおり平成12年ごろ非常に官製談合が大問題になりまして、社会問題化いたしました。その後、入札契約に関する適正化法が施行されまして、全国的に国の法律に沿った形での対応を義務的なもの、それからガイドライン的なものを示されたわけですが、そのときに本町が入札契約検討委員会を組織いたしました。内部組織でございますが、その中で検討された中には、やはり何としても何ですか、官製談合を防止するための考え方の中で、いわゆるこれまで極秘扱いでありました予定価格の公表によりまして、いわゆる探り等の予定価格を知りたいというような部分を、官製談合に巻き込まれる職員側の対応、職員等のために透明性の拡大を図るとというのが、本町のみならず全国的に広まったと認識しております。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） この透明性を確保するということで、いわゆる官製談合を防がなければならないと、そういうことで予定価格を公表するということによって、職員というか、役所側のなかなか防いでいて、いろいろ漏れたような話や何かも随分あったから、そういうことがなくなって、公表した予定価格できょうまで来ましたと、こういうことだと思うのですが、あわせて発注者側がいわゆる透明性を確保するというために、この公表以外に、公表、この官製談合を防ぐためのいわゆる公表以外に、業界に対してだとか、インターネットを通じてだとか、いわゆるこの透明性の確保についてはどんなことをされているのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 4月に毎年行われているのですが、この当該年度の発注見込みというものを、建設業者さん相手に集まってお知らせして、そのところでことしの工事発注の見込みについて公表しているところでございます。これが大きい部分かなと思っています。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） いわゆるそういう1年間の見通し等についての、当然非常にそれはいいことだと思います。

そういうことなどから、町としては透明性の確保ということの中で、大きくは今言ったような問題2つぐらいですか、そのほかに多少あるでしょうけれども、こういう大きな問題で今日まで来たと、これがうちの透明性確保の今時点の現実だということ。

それで、あわせて公正な競争をすると、公正ないわゆる競争をすると。一般競争入札が公正なのか、指名競争入札が公正なのか、公募なのか、これは別にして、公正な競争をするのだよと。これの施行のこの確保というのは、どのような考え方に立っているのでしょうか。

か。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 法律の基本原則であります透明性の確保、それから公正な競争の促進ということ、それから適正な施工の確保と不正行為の排除等が基本方針として示されていたわけですが、これに沿った形で可能な範囲でこの基本原則にかなうような対応を努力してきたところでございまして、公正な競争の促進に関しましては、いわゆる低入札価格調査、いわゆる品質の問題がございまして、公共工事の発注されてでき上がるというのが、いわゆる安ければいいのかという議論がありまして、これは田舎よりもどちらかというと都会で急激に発生した、いわゆるダンピングの問題がございまして、もう 5 割を切ってしまうような価格で例えば落札するとか、一時期言われました 1 円入札とは別な部分で非常に率が低い状態でといったときに、果たしてそれで公共工事がいいのかというダンピング問題が発生いたしまして、それらの部分では低入札価格調査の実施も本町では取り入れてございます。

また、どの入札方式がいいのかという議論では、北海道さん、開発さん、いろんなところでいろんな多くの入札方式が採用されておりますが、いずれの場合も一般競争入札等がご存じのとおり自治体の基本原則でございまして、これによります場合のリスク、いわゆる事務的な非常に手間がかかるといいますか、それから実際うちも一般競争入札 1 件、1 回やったことあるのですが、通常よりも 1.5 倍以上の時間をかけて、数カ月やはり 1 件発注するまでにどうしてもかかってしまったということがありまして、これを簡易式にしても広く人を集めるということになると、かなり負担のかかるものがございまして、私ども標茶町は、その間にも、これまで経済的な、公共工事が地元にも及ぼすいろんな要素がございまして、指名競争入札を中心にこれまでも実施してきたという状況にあらうかと思っております。

ご質問の競争の公平性につきましては、契約書におきます談合等の罰則、それから規定の追加を、平成 13 年度当時と比較しますと、国、道と連携した形で罰則規定の強化、それに伴います契約書の内容の変更等、国、道と同様な対応で町のほうも対応してきているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長の答弁している、それで理解をそれはそれでしておりますけれども、今、一、二お聞きをこうやってして、これ関連するのは、決して何かの確証を持つてとかというのではなくて、きょうの資料をもらったら、私もちょっとそのときに質問させてもらいましたけれども、落札金額が 99%、それからまた 98% という、公表されている予定価格が非常に高いなという、個人的にはですよ、皆さんこれがまともならまともでそれはいいのですけれども、そういう建設新聞等を見た中では、高いなという気持ちもありながら聞いているのですけれども、これがいわゆる予定価格公表が本当にどうなのかなという、そういう疑問も持たないわけではないのですけれども、これが本当に管理をしていくためには、これが一番だというのであれば、それはそれで構わないわけです。

そこで、これも今課長が言ったように、いろんな入札の方法はあらうかと思えます。ただ、問題は、どこの業者も標茶町からなくなっても困るし、一生懸命頑張っただけで育成していかなければ、頑張ってもらわなければ困るし、自分たちでやれる値段でとってもらいたいし、ダン

ピングしてもいけないし、その思いはもう私も一緒です。ただ、入札という基本的な考え方に立ったときに、ちゃんとしたいわゆる公正な競争がこうやって標茶町の考え方に基づいてやっているよというのであれば、それはそれでいいわけですから、どこの会社も、町からいただいたお仕事でやっぱり会社が潤ってももらいたいし、そうかといって逆に町民のお金を、高いものになったのではまたこれも困るし、だからどっちをとればいいなんていうものではなくて、やはり入札するわけですから、それなりの考え方に立ってももらいたいし、入札の方法も、私も最近の土現と開発の入札の方式もわからなかったものですから、少しはこれ勉強しなければいけないなと思って、なかなか金額もやっぱり同じ入札しても、最終的には 1 億円のもの A と B と同列の入札になっても、いわゆる会社の点数の多いほうが契約できると。多少 1 億円のやつが B 社が 9,800 万円と入れたから、では 9,800 万円で落ちるかといったら、落ちないで 1 億円のほうに行く。いろいろなかなか今の仕組みが点数で計算されますから、その幅があるのですね、金額に。

そういうようなお話も聞いていますけれども、そういうこともひっくるめて、また別な、これもきょうは基本的な考え方だけを聞いておこうと思っていますから、課長の言った考え方で、それはそれで私はいいのですけれども、今後そういう形の中で、いろいろとさらなる検討をせざるを得ないなと思うところがあるとすれば、考えているところがあるとすれば、いや今のところ何も考えていないよと、これからもどんどんこういう形で今までどおりですよというのであれば、それは結構ですよ、それはそれで。何かあるのであれば、考えていることがあったらお聞かせ願いたいと。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねの入札、そして契約という部分でございますが、先ほど来、建設課長のほうからお答えしたのは、今、今日的な状況でありますし、ただ原則的には適正な競争力を働かせながら公正・公平な入札契約ということが妥当であるということについては、委員と意を同じくするところでございます。

それで、今現状を振り返った場合に、適正に行われているかといいますと、判断上は私も適正に行われているというふうに判断はしております。入札率につきましても、過去公表になる前、後でいきますと、おおむね九十七、八%というのが、今までの推移だというふうには思っております。

しかしながら、今回も若干高目の入札率となっておりますが、この中には公表された設計図書に基づいて設計をしていくというふうに思いますけれども、その中で資材とか工賃とか市場価格の動向を見ながら適正な見積もりをしてきたと思いますし、もう一方では、今日的な震災の影響も含めて、資材、工賃の高騰というもの、また油の高騰というのもあって、それらの不安感もそこらに反映されたかもしれないなというような推測をしているところであります。

いずれにしましても、いかに適正な部分をやっていくかというのは、これからも残る話でありますし、先ほどありました不正と思われる部分については排除しなければならないということになります。また、疑わしき場合があった場合には、それについては適正な対処をしながら公正な環境をつくってまいりたいと考えております。それにつきましては、これが今

が完成品ということではなくて、これからも引き続き、根本は競争力を生かした中での公正・公平でありますので、これを追求する手法については、常に検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） あと、あわせて適正な工事をするためには、どんな管理というか、指導もあわせて、今、副町長が言ったような不正行為だとか、そういうものを排除することもひっくるめて、またいろいろと基本的な考え方から入って、今後どういう形がいい悪いは、これがいいというものはないのでしょうかけれども、もういつの時代になっても次から次と進んでいかなければならないのでしょうかけれども、またそういうことをひっくるめてお聞きをしたいと思っておりますので、その節はまた、今度はちょっと具体的に申し上げたいなど、このように思っています。

それでは、質問を変えさせていただきますけれども、最後の質問にいたしますけれども、担当農林課長のところなのだけれども、農林課長、おれ腹くそ悪くて農林課長のところばかり言っているわけでないので、ご理解をしていただきたいなと思うのですけれども、いわゆる学校給食の生乳の供給支援事業の関係なのですが、その後、どんなような状態なのかお聞きをしておきたいなど。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

3月の定例会で23年度当初予算のときにお話をした記憶なのですが、そのときには4月からということで計画をしておりましたが、東日本大震災の関係で、東北地方に牛乳の紙パックの工場が集中しているという現実がございまして、かなり操業率が落ちているということが伝えられました。それで、震災直後の段階で、2カ月から3カ月ぐらい納品がおくれる予定だというふうに、中標津農協を通して伝えられております。その後、順調な回復が一時期あったのか、1カ月ほど予定が早まりそうだという情報もあったのですが、直近のところでは、早くて7月中旬から下旬ぐらいになるのではないかというような情報で伝えられております。その紙パックが届きましたら、現在、体制等を組んでおりますので、提供開始できるものというふうに考えておりますけれども、タイミング的な部分で申し上げますと、7月下旬であれば夏休みにかかるということでもありますから、2学期早々からというところが、今一つのめどとして考えているところでございます。

（「8月ですか」の声あり）

○農林課長（牛崎康人君） そうですね。はい。2学期始まりですね。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そして、今現在はどのような状況になっているのですか、その学校給食の関係は。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

落札業者が中標津農協ということでございまして、中標津農協で製造しておりますなかしべつ牛乳が、しべちゃ牛乳のかわりに提供されております。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 量的なものは標茶に大体どのくらいの量になるのか、それも。

それと、中標津の牛乳が来ているということで、僕も子供にちょっと聞いてみた。そうしたら、この牛乳、評判悪くないのね。非常に中標津の牛乳、評判いい。標茶のパッケージができたのだったら、標茶のパッケージに入れかえてもいいのでいいかなと思うぐらい何か評判いいようですから。

それで、うちのほうから行っている、このおいしい牛乳、ね、おいしい牛乳。おいしい牛乳というのは、これ風味だよ。風味というか、何か舌触りというか、まるやかだか、いろいろあって、それで子供たちがうまいというのは、我々がおいしいというのと違って舌触りが非常に敏感で、子供たちの舌は非常にいいの。

それで、うちのほうに今来ているやつこの製造過程の、いわゆる中標津農協の製造過程の殺菌方法はどんな方法なのか。いろいろ種類があるでしょう、普通の低温で殺菌しているとか高温だとか、これでも大分味が変わってくる。ただ、うちのパッケージが来たときに、うちの牛乳はどういう状況に置くのかな。それをちょっとあわせてお聞きをしたいと。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 最初の前段の食数というか個数でございますけれども、現在、子供たちとそれから先生の分、それから検食等の分も含めて833個です。

（「200ミリリットルか」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 200ミリリットルです。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長調べてくれているのでしようけれども、うちの牛乳やるときに、その辺のやつは考えて言っていると思うから。例えば、しべちゃ牛乳やったときに、私1つ心配事があるのは、中標津の牛乳評判いいものだから、うちの牛乳を飲ませて、いや、子供らに中標津のほうよかったなんて言われたら困るなど思っているのだ。それで、そんなことあっても困るなど思いながら、どんな風味だから、いわゆるまるやかさだとかだから、舌触りとか。子供たちがそう言っているということは正直な舌だと思っている。だから、それを中心に考えると、うちがまだパッケージが来ていないわけだから、今、中標津のやつがそうやって評判いいものだから聞いているのだけれども、その過程でうちのこの牛乳の殺菌方法、どんな、これ体細胞でも何でも恐らく菌の低いほうがいいだろうし、おいしいだろうし、あとは殺菌の方法だと思うのです。まあ農家の専門の人いるから、いる前でこうやってしゃべっているわけだけれども、その辺どうですか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 済みません、お待たせいたしました。

ちょっと資料の中にあると思ったのですがけれども、たしか85度ぐらいの殺菌温度なのですが、要は製造ラインが1つでありますから、現在、供給されているなかしべつ牛乳と、それから、これからつくられるしべちゃ牛乳については、殺菌温度、それから殺菌時間は同じものになります。殺菌温度と、それから殺菌時間は同じになります。

委員ご指摘のとおり、私も子供に聞いたりして、おいしくなったよということは聞いておりまして、同じ心配は正直持っておりましたけれども、中標津農協の担当の方ともお話をし

ているのですが、やはり原料乳の質によって、大きく香りや何かは変わってきますよということがありますので、できるだけ農協さんのほうにお願いしながら、質の高いものを入れてもらって、子供たちに対しても、胸を張って提供できるようなものをつくっていただきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） このしべちや牛乳、殺菌、恐らく私が調べたのでは、72度から78度ぐらいのやつ、摂氏だよ。で、15秒間、15秒。15秒。72度から78のやつで15か、低温殺菌の場合だったら63度から30分だ。これ私、ここに資料をもらったの。恐らく、まあ松下君は違うと言っているけれども、ここに資料をもらったやつではそう出ている。そういう関係で、恐らく普通のやつでそうなるのではないかなと思うのだけれども、とにかく、今、課長が心配しているように、早くパッケージをつくってもらって、標茶の牛乳がどこから運ぶようになるのかわからないけれども、運送コストを考えると、虹別関係が一番牛乳いいのかな、悪いのかわからないけれども、一番近いところだから、その辺になると思うのですけれども、標茶の牛乳がおいしい牛乳だと言われるようになればいいなと思うのは、8月以降だな、8月の中、学校休み終わってからだなということの理解でいいのですね。そんなことで、牛乳のほうの味も、中標津に負けない牛乳をひとつご指導してやってください。いかがですか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

紙パックの納品が早くても7月中下旬ということでありまして、もし1学期中に届くタイミングでありましたら、例えば7月の下旬に予定されている子供たちを対象としたイベントで、テスト製造も考えてみようかという話は実はあります。ですから、まだはっきり固まった段階ではないのですが、7月中下旬には納品できるだろうということだと考えると、遅くても2学期には間に合うのではないかと、そういう押さえであります。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけ早く標茶の牛乳、私たちもちよっと飲んでみたいという気もするものですから、頑張ってください。

終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 討論ないものと認めます。

これより議題3案を採決いたします。

議題3案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） ご異議ないものと認めます。

議案第 46 号・第 47 号・第 48 号審査特別委員会記録

よって、議案第46号、議案第47号、議案第48号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（田中敏文君） 以上で議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時39分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 田 中 敏 文